

【 会 議 録 】

会 議 名	平成 1 9 年度第 1 回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会
開催日時	平成 1 9 年 7 月 6 日 (金) 午後 2 時 ~ 4 時 1 5 分 (委嘱状交付式 : 午後 1 時 5 5 分 ~ 2 時)
開催場所	越谷市役所 本庁舎 5 階 第 3 委員会室
議 事	審査会の公開について 指定管理者の評価表について 次回の審査会の日程について
資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会 委員名簿 ・ 資料 1 指定管理者の指定に関する事務の流れ ・ 資料 2 越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会条例 ・ 資料 3 越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱 ・ 資料 4 越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会傍聴要領 (案) ・ 資料 5 平成 1 8 年度指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表 ・ 資料 6 指定管理者制度導入施設 部会別所管課・所管施設一覧
出席者	選定審査会委員、事務局職員及び各部説明員 (別紙 2 : 出席者一覧表のとおり)
決定事項等	<p>本審査会の会長を入江委員、副会長を木村委員とすること。</p> <p>本審査会の会議は、公開とすること。ただし、指定管理者を公募する施設の指定管理者の選定にあたり、応募者から提出された事業計画書等に法人独自のノウハウに関する情報が含まれているなど、公開すると応募者の競争上の地位や正当な利益を害すると認められる場合には、審査会の判断により会議を非公開とすること。</p> <p>指定管理者の評価表については、下記 2 点を今後の検討課題とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者から利用者へのアンケートのみでなく、設置者 (越谷市) が直接、利用者へ意見を聴く方策も検討する。 ・ 各施設の特性に応じた評価項目、施設の設置目的にかなっているかに関する評価項目の設定を検討する。 <p>次回の審査会開催予定は、平成 2 0 年 6 月下旬頃を予定する。</p>
審議内容等	別紙 1 : 議事詳細のとおり

平成 19 年度第 1 回 越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会（議事詳細）

○司 会（企画部副部長） それでは、第 1 回の選定審査会に入らせていただきたいと存じますが、本日は第 1 回目の会議でございますので、初めに委員の皆様から自己紹介をいただきたいと思います。

< 委員の自己紹介 >

司 会 大変ありがとうございました。続きまして、本日出席しております、事務局職員並びに各施設所管部の職員をご紹介させていただきます。

< 事務局職員並びに各施設所管部の職員紹介 >

○司 会 次に、お手元の資料を確認させていただきます。

< 配付資料の確認 >

○司 会 ここで、本日の会議で予定しておりました議事の変更点、本日の会議の全体的な流れ、当審査会の概要及び所管事項について、事務局からご説明申し上げます。

○事務局（企画課長） それでは、当審査会の概要及び所管事項について、ご説明申し上げたいと存じますが、併せて、その前段といたしまして、本日の会議において当初予定しておりました議事の変更点、及び本日の会議の全体的な流れについてご説明申し上げます。

まず、当初予定しておりました議事が変更となりました点についてご説明申し上げます。

委員の皆様へは、先般、私どもから、当審査会の委員就任をお願いいたしました際に、「市民保養施設 おがの山荘」という施設の指定期間が今年度で満了となりますことから、次の指定管理者の指定に向けた「募集要項に対する意見照会」、並びに「指定管理者選定の審査、答申」を予定しております、とお伝えしたところでございます。

しかしながら、その後、「おがの山荘」につきましては、「施設そのもののあり方」につきまして、市内部において別途、検討を行っていくこととなりました。従いまして、本審査会の審査対象としないこととさせていただきます。議事の内容を変更させていただきました点、ご了承賜りたいと存じます。

次に、本日の審査会の全体的な流れについてご説明申し上げます。

この後、お手元の次第の 4 番になりますが、本審査会の会長、副会長の選出を行わせていただきます。その後、座席の移動等をさせていただくため、5 分程度の休憩を取らせていただきたいと存じます。その後、会長、副会長さんが

ら就任のごあいさつを頂戴いたしまして、6番の議事に入りますが、ここからの議事進行は、会長に議長として行っていただきます。

本日の議事としては、3点ございます。後ほど、それぞれについて詳しく説明をさせていただきますが、1点目は、今回が初回の会議でございますので、当審査会を公開の会議とするか、非公開の会議とするかについてご審議をいただきます。2点目に、各指定管理者からの平成18年度の事業報告書をもとに、各施設の所管課で指定管理者の管理運営状況について評価いたしました「評価表」についてご意見をいただくことでございます。3点目に、次回の審査会の日程について、ご協議いただくことでございます。

なお、会議終了後に、本日は委員の皆様がお集まりをいただいておりますせっかくの機会であり、また、指定管理者が管理運営を行っている施設をご理解いただくための一助になればと、いくつかの施設の見学時間を設けさせていただきました。お時間が許すようございましたら、ぜひご案内させていただきますと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、当審査会の設置に至りますまでの経緯、及び設置目的について、ご説明申し上げます。

平成15年9月に、改正地方自治法が施行されたことに伴い、本市では、平成18年4月1日から、市内30か所の公共施設に、従来の「管理委託制度」に代わり、「指定管理者制度」を導入したところでございます。

指定管理者の選定にあたりましては、従来、市長を委員長とし、市の部長等で構成されます「指定管理者審査選定委員会」におきまして、指定管理者の候補者の選定を行い、市議会に指定の議案を提案してきたところでございます。

しかし、庁内の「審査選定委員会」は、行政内部のみの委員構成であり、また、大半の委員が、現在指定管理者となっております、外郭団体の理事長等を兼任していることから、審査の公平性、透明性について、より一層の向上を図ることが求められておりました。

そこで、指定管理者の選定に当たり、公平性及び透明性を確保することを目的として、行政外部の委員のみで構成する「公の施設に係る指定管理者選定審査会」を、市長の附属機関として設置することとなったものでございます。去る平成19年3月の定例市議会において、当審査会条例が可決されたことに伴い、本日の会議の開催となった次第でございます。

次に、お手元の「資料1」をご覧いただきたいと存じます。資料1は、「指定管理者の指定に関する事務の流れ」でございます。資料に沿って、指定管理者の指定を経て、管理運営の開始に至るまでの流れにおける、当審査会の位置づけ、役割についてご説明申し上げます。

図の見方でございますが、一番左側が「時期」、その右側が庁内、すなわち市内部での対応内容、さらにその右側、薄く網掛けをしてあります部分が「選

定審査会」での対応内容、そして一番右側が「市議会」での対応内容となっております。

はじめに、「庁内」での対応でございますが、現在の指定管理者の指定期間が満了を迎え、来年度以降の指定管理者を指定する必要がある施設、あるいは新規に指定管理者制度を導入する施設について、庁内の選定委員会の下部組織として、各部長を部会長とする「選定委員会の部会」というものがございます。こちらの「部会」において、指定管理者の募集要項（案）を策定いたします。続いて、「指定管理者を公募するか、あるいは随意指定とするか」の区分、及び指定期間について、市長を委員長とする「選定委員会」において検討し、この段階で審査会へ「意見照会」を行わせていただきます。

審査会へ意見照会する事項といたしましては、「公募・随意指定の区分」と「募集要項（案）」、さらに、指定管理者が毎年5月31日までに市長等へ提出することになっております「事業報告書」の3点を考えております。なお、事業報告書については、報告書そのものがかなりの枚数でありますことから、後ほど詳しくご説明いたしますが、事業報告書に代わり「評価表」という形で意見照会させていただこうと考えております。

これら3点の意見照会事項について意見がある場合には、審査会から、必要に応じて市長等へ意見をいただくものでございます。審査会からいただきました意見の内容を踏まえて、最終的には庁内の選定委員会を再度開催し、対応について決定してまいります。

その後、指定管理者の募集及び申請受付を行い、指定管理者を公募する施設につきましては、審査会に対し「指定管理者の選定について」諮問を行ってまいります。

審査会では、応募者へのヒアリングや、審査基準に基づいた採点方式による審査を行っていただき、その選定結果を答申していただきます。

その後、庁内の選定委員会において、答申を尊重し、指定管理者候補者の承認決定をする、という流れとなります。

一方、公募を行わず、随意指定を行う施設の場合については、庁内の選定委員会部会での選定を経て、選定委員会において指定管理者候補者の承認決定を行うこととなります。

その後は、指定の議案、及び施設の管理運営経費に伴う予算措置について市議会へ提案し、議決後、指定管理者との協定締結等を経て、指定管理者による管理運営業務が開始されるという流れとなります。

ここまでご説明申し上げましたように、本審査会には、大きく2点の所管事項がございます。

1点目は、指定管理者選定の関連事項といたしまして、「公募・随意指定の区分」と「募集要項（案）」等についての意見照会に応じ、必要に応じてご意

見をいただくこととさせていただきます。

2点目は、「公募施設の指定管理者の選定について」の諮問に応じ、審査会において、ヒアリングや採点を行っていただき、その選定結果を答申していただくこととさせていただきます。

なお、指定期間の関係から、年度によっては随意指定する施設だけで、公募施設の選定をする必要がない年度もございませうが、その場合には諮問は行わないこととなり、意見照会とそれに対する意見聴取のやり取りのみとなります。

さらに、指定管理者の選定そのものを行う必要がない年度も出てまいりませうが、その場合は、事業報告書についての意見照会とそれに対する意見聴取のみとなります。

今回の会議につきましても、当初公募を予定しておりましたおがの山荘が審査の対象から外れたということで、前年度の事業報告書についての意見照会をするのみという形で審査会を開催させていただくこととなった次第でございます。

次に、審査会の概要について、要点のみご説明申し上げます。お手元の「資料2」をご覧くださいと存じます。資料2は、当審査会の設置根拠となる「越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会条例」でございます。

まず、「第1条 設置」及び「第2条 所管事項」でございますが、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきたいと存じます。

次に、「第3条 組織」でございますが、委員は、法律、企業経営又は施設管理等について識見を有する者のうちから市長が委嘱するものでございます。

次に「第4条 任期」でございますが、委員の任期は、2年となっております。

資料の2ページをお開きください。第6条第4項でございますが、委員の皆様が関与する団体が指定管理者へ応募する場合がございます。委員の皆様には、その専門的な識見に基づき、公平性を保ちつつ諮問等に応じることを求めさせていただきたいため、一定の場合には審査に参加することが適当でない場合がございます。どの範囲をもって「関与」ととらえるかについては、今後、「第10条 委任」にありますとおり、審査会の運営に関し必要な事項でございますことから、該当する案件が議事となる際に、改めて審査会にて決定をお願いしたいと存じます。

当審査会の概要及び所管事項についての説明は、以上でございます。

○司 会 ただいま、事務局から議事の変更点、本日の全体的な流れ、当審査会の概要及び所管事項についてご説明させていただきましたが、委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。

< 質疑等なし >

○司 会 続きまして、「越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会条例」に基

づきまして、会長、副会長の選出に入らせていただきます。

お手元の、「資料2」をご覧いただきたいと存じます。当審査会条例の、第5条第1項により、会長および副会長を各1名、同じく第2項により委員の互選により定めることとなっておりますので、選出をお願いしたいと存じます。自薦、推薦などの方法があるかと存じますが、いかがでしょうか。

○委員 事務局で案があるようであればお願いします。

○司会 ただいま、事務局案があるようであればとのご発言をいただきましたが、いかがでしょうか。事務局案ということではよろしいでしょうか。

<「異議なし」と言う人あり>

司会 それでは、事務局から提案させていただきます。

○事務局(企画課長) それでは、事務局としての案を申し述べさせていただきます。

今回委嘱をさせていただきました委員の皆様方には、それぞれのご専門の分野でご活躍をされている方々ばかりでございますが、そうした中で、行政における各種審議会等へのご参加のご経験等を伺っております点などを勘案させていただきますまして、神奈川大学人間科学部教授の入江委員に審査会の会長をお願いできましたらと考えております。

また、副会長につきましては、越谷市の他の審議会に「行政経営審議会」という審議会がございますが、こちらの委員もお努めいただき、また、幅広いご経験をお持ちでいらっしゃる、株式会社INPM取締役の木村委員をお願いできましたらと考えております。この案につきまして提案させていただきます。以上でございます。

司会 ただいま、事務局から、会長に入江委員、副会長に木村委員との提案をさせていただきますましたが、いかがでしょうか。

<「異議なし」と言う人あり>

司会 それでは、会長に入江委員、また、副会長に木村委員ということで決定をさせていただきますと存じます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、会長、副会長が決定しましたので、ここで、座席の移動等の準備のため、5分間の休憩を取らせていただきたいと存じます。

<座席の移動等の準備のため、5分間の休憩>

司会 それでは、審査会を再開させていただきます。

先ほど、本審査会の会長および副会長職をお引き受けいただきました、入江会長、木村副会長から就任のごあいさつをいただきたいと存じます。はじめに、入江会長からお願いいたします。

<入江会長あいさつ>

司 会 ありがとうございます。続きまして、木村副会長からお願いいたします。

<木村副会長あいさつ>

司 会 ありがとうございます。

それでは、審査会条例第5条第3項の規定に基づきまして、入江会長に今後の会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議 長(入江会長) それでは、しばらくの間、議長として議事進行をさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。

1番目の議事として、「審査会の公開について」を審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局(企画課長) それでは、「審査会の会議にかかる公開・非公開について」の趣旨等について、事務局から説明させていただきます。

まず、お手元の資料2「越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会条例」をご覧くださいと存じます。

資料2の2ページ、上から5行目になりますが、第6条第5項といたしまして「審査会の会議は、公開する。ただし、公開することにより法人その他の団体の利益を侵害し、又は会議の進行に著しい支障が生じることが明らかであると審査会が認めるときは、この限りでない。」と規定されております。

指定期間が満了を迎える施設や、新規に指定管理者制度を導入しようとする公の施設について、「指定管理者を公募とするか、あるいは随意指定とするか」に係る市の考え方に関し、市が審査会へ意見照会を行う段階では、広く市民の方の傍聴を認めることが適当と考えられます。従いまして、その場合の審査会の会議は、原則として公開することといたします。しかし、公募施設の選定にかかる「審査」の段階においては、応募した法人のノウハウなどの情報が含まれております「事業計画書」等が審査の際の資料として明らかとなるため、会議を公開することにより、当該法人等の利益を害することになることが考えられます。この場合には、審査会の判断により、会議を非公開とすることができるものでございます。

従いまして、委員の皆様にご審議を賜りたい1点目の内容といたしまして、本日の会議につきましては、指定管理者の評価表についてご意見をいただくものでございますので、条例に沿って、公開することとしてよろしいかという点でございます。

なお、会議を公開とした場合には、資料3でございますが、「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」の規定に基づき、公開の方法、会議開催についての公表、会議録の作成等を進めてまいりたいと考えております。また、資料3の4ページ、第9条第1項に規定されておりますとおり、傍聴者の定員を

あらかじめ定める必要がございますが、10名程度の定員設定を想定しております。

次に、ご審議を賜りたい2点目の内容といたしまして、会議を公開とした場合に、同じく第9条第2項に規定されておりますとおり、「傍聴に係る遵守事項」を定める必要がございます。

お手元の資料4として、「指定管理者選定審査会傍聴要領(案)」を提案させていただきますまして、ご了承いただければと存じます。

なお、この傍聴要領(案)は、「傍聴する場合の手続き」、「会議の秩序維持」、「会議を傍聴するにあたって守るべき事項」を一般的に掲げたものでございます。

繰り返しになり恐縮ですが、委員の皆様には、2点ご協議をいただきたいと存じます。

1点目として、会議の公開・非公開の決定について、

2点目として、公開の判断をいただいた場合は、「傍聴に係る遵守事項」につきまして「傍聴要領(案)」のとおりでよろしいか、ご協議を併せてお願い申し上げます。以上でございます。

議長 ただいま、事務局から、1点目として、「審査会の公開・非公開の決定について」、2点目として、公開の場合の「傍聴要領について」の説明がありました。ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委員 この審査会の会議録は、公開されるということによろしいでしょうか。事務局(企画課長) 公開と決定されました会議の会議録については、「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」に基づき、公開されるものでございます。

委員 事務局案のとおりでよろしいと思います。

議長 他にご質問等はございますか。

特にないようでございますので、それでは、当審査会を公開することとし、併せて、傍聴要領(案)について事務局案のとおり採用することとしてよろしいでしょうか。

<「異議なし」と言う人あり>

議長 事務局案に異議なしと認めまして、この審査会を公開として審議を進めてまいりたいと思います。また、傍聴要領(案)を原案のとおり採用するものといたします。

それでは、傍聴者がいらっしゃいましたら、入室を許可いたします。

事務局(企画課長) 本日は、傍聴者はございません。

議長 それでは、次に「指定管理者の評価表について」事務局から全体的な説明、続いて、各部からの概要報告をお願いします。

事務局（企画課主事） それでは、「指定管理者の評価表について」ご説明申し上げます。

お手元の「資料5 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表」をご覧くださいと存じます。

まず、1ページをお開きいただきたいと存じます。こちらには、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入いたしました、全30施設の一覧表を載せてございます。上段の表につきましては、2年間・3年間・5年間の指定期間、また、指定方法について、公募により行ったか、あるいは随意指定したかという分類で一覧にしたものでございます。また、下段の表につきましては、施設別の指定管理者及び所管課等を一覧にしたものとなっております。

なお、各施設名の頭の部分に番号を付けてありますが、この番号につきましては、施設の通し番号ということで、3ページ以降の、評価表にも記載してあるものでございます。全部で30施設の評価表がございますので、評価表の検索がしやすいように、便宜上つけさせていただいた整理番号でございまして、目次とも対応している形となっておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

続いて、2ページをご覧くださいと存じます。

指定管理者の評価及び評価表の考え方について、概要をご説明申し上げます。

はじめに「1 評価の考え方」でございしますが、指定管理者制度を導入した施設につきましては、市民生活に密着した重要な施設でありますことから、指定管理者による管理運営が適正に行われているかについて、毎年度点検・把握をする必要がございます。そこで、指定管理者による管理運営の状況等について把握するとともに、それらに対する評価を行い、評価した結果については、管理運営の改善や効率化、今後の制度全体の運用に活用していこうとするものでございます。

次に「2 評価方法について」でございしますが、「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」に、指定管理者の「選定基準」が示されております。具体的には、利用対象者の平等利用の確保、施設の効用を最大限に発揮、管理経費の縮減、管理を安定して行う能力、その他 の5つでございします。

この5つの区分に対応いたしました評価項目を、施設ごとに施設所管課が設定し、「評価表」を作成したものでございます。施設所管課においては、過去1年間、今回の場合は平成18年度が対象でございますが、指定管理者が取り組んできた内容、その結果得られた効果、管理状況等について評価項目ごとに把握し、評価点の採点及び総合評価を行ったものです。

評価点については、3点から1点までございまして、項目ごとに「協定、事業計画書等の内容を上回る、特筆すべき管理運営水準であったと評価した場

合」には、「優れている」として「3点」、以下「協定等の内容に沿った管理運営水準であったと評価した場合」には「適正である」として「2点」、「協定等の内容に満たない管理運営水準であったと評価した場合」には、「改善が必要である」として「1点」という評価点をつけるものでございます。

総合評価については、各項目の評価点の平均点が「2.0以上」であれば「管理運営は適正である」とし、平均点が「2.0未満」であれば、「管理運営に改善すべき点がある」として、総合評価を行うものです。総合評価が「管理運営に改善すべき点がある」となった場合、指定管理者による今後の管理運営のあり方について、何らかの改善を求めていくことになろうかと考えられるものでございます。

次に「3 評価表について」でございますが、全施設の評価表については、当審査会に対し意見照会することとさせていただくものです。

最後に「4 事業報告書について」でございますが、地方自治法及び「指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づき、毎年度終了後、5月31日までに指定管理者から「事業報告書」が提出されることになっております。この「事業報告書」をもとに、各施設所管課におきまして、評価表を作成したものです。

なお、当審査会には「事業報告書」について意見照会させていただく予定でしたが、事業報告書そのものは、各施設、あるいは各指定管理者ごとに様々な様式があり、また、その分量も非常に多くなるものでございます。

このため、より見やすい形で、各施設の利用状況や収支状況等と併せ、指定管理者に対する所管課の評価を加えました「評価表」を「事業報告書」に代わるものとして、本日、意見照会するものとさせていただくものでございます。

評価表の構成でございますが、例として、3ページ及び4ページをお開きいただきたいと存じます。ご覧のように、見開きの形で1つの施設の評価表となっておりまして、左側のページには、施設名、施設の設置目的、指定管理者名、指定期間等の基本的事項、その下には、指定管理者が行う業務の内容、また、事業報告書からまとめました、施設の利用状況と越谷市からの管理経費の収支状況を表にしたもの、その他特記事項が記載してございます。

右側のページには、一番上に総合評価、その右の欄に施設所管課のコメント、評価点の平均点を掲載してございます。

下段の表につきましては、先ほどご説明申し上げました「評価項目」ごとに、「評価の基準」に沿って各担当課で3点から1点の評価点をつけたものでございます。

なお、評価点につきましては、協定等の内容に沿った、適正な管理運営がなされていると評価した場合には「2点」としておりますことから、あくまでも「2点」が標準ということでございますので、ご了承賜りたいと存じます。

以上で、「指定管理者の評価表について」のご説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、各所管部からの評価表の説明でございますが、お手元の資料6 をご覧いただきたいと存じます。資料6 については、これからご報告いたします30施設を、担当部別に分類いたしました一覧表となっております。上から、協働安全部会、健康福祉部会、都市整備部会、生涯学習部会となっておりますが、それぞれの部会長であります各部の部長から、順次ご説明をさせていただきます。それでは、協働安全部からご説明いたします。

説明員（協働安全部長）

< 協働安全部所管の10施設について、評価表の概要説明 >
(施設名称、設置目的、指定管理者名、指定管理者の主な業務内容、施設の利用状況、管理経費の収支状況、総合評価欄等の説明)

説明員（健康福祉部長）

< 健康福祉部所管の5施設について、評価表の概要説明 >
(施設名称、設置目的、指定管理者名、指定管理者の主な業務内容、施設の利用状況、管理経費の収支状況、総合評価欄等の説明)

説明員（都市整備部長）

< 都市整備部所管の2施設について、評価表の概要説明 >
(施設名称、設置目的、指定管理者名、指定管理者の主な業務内容、施設の利用状況、管理経費の収支状況、総合評価欄等の説明)

説明員（生涯学習部長）

< 生涯学習部所管の13施設について、評価表の概要説明 >
(施設名称、設置目的、指定管理者名、指定管理者の主な業務内容、施設の利用状況、管理経費の収支状況、総合評価欄等の説明)

議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から平成18年度の評価表に基づいて、説明及び報告をしていただきましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

委員 2点お伺いしたいと思います。1点目として、同じ指定管理者が管理運営を行っている施設で、評価点が違う部分がある点についてです。例えば社会福祉協議会などがそうですが、老人福祉センターの管理運営に対しては平均2.1の評価点、市民プールの管理運営に対しては平均2.0の評価点となっております。これは、同じ指定管理者が行っているとはいえ、受け持った施設の性質が違うことによって生じた差なのか、あるいは施設所管課の考え方や捉え方の違いなのかについてお聞きしたいと思います。

2点目として、昨年と比較して利用者数が増加しているのに、使用料収入が減額となっている施設がいくつかあるようですが、その理由をお聞かせいただ

ければと思います。

議長 ただいまの2点の質問につきまして、担当部の説明をお願いします。

説明員（健康福祉部長） まず、福祉施設についてのお尋ねでございますが、私どもといたしましては、適正な評価が2.0ということでございますが、現在の老人福祉施設の管理運営を社会福祉協議会にお願いする中で、特に協定等の内容を上回る事項がございました。具体的には、高齢者に対する対応が非常に丁寧であったということです。館内の、配慮が行き届いているといった部分を担当課として高く評価をした、ということでございます。

議長 同じ社会福祉協議会が運営している、市民プールとの関係がありますが、この点については何かございますか。

説明員（生涯学習部長） 市民プールについては、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行っていたという判断で、2.0という評価としたところでございます。

議長 同じ社会福祉協議会が管理運営している施設でも、特に老人福祉センターについては、来館者への対応が丁寧という点を特に高く評価した結果、3点の評価点がついた項目があったという説明でした。

もう1点ですが、例えば49ページのしらこぼと運動公園を例にすると、利用件数、利用者数ともに昨年度比で増加となっている一方で、使用料が減少している、という点について説明をお願いします。

説明員（生涯学習部長） 体育課長からご説明申し上げます。

説明員（体育課長） しらこぼと運動公園競技場の利用につきましては、団体利用と個人利用というものがございます。昨年度から増加した2,932人という数字の内訳でございますが、個人利用の方が大部分ということでございます。従いまして、団体利用で1日利用した場合は10,500円となっておりますが、これに対して個人利用は1回あたり300円でございます。平成18年度につきましては、個人利用が増加し団体利用が減少した結果、全体として使用料が減少したものでございます。

委員 わかりました。そうすると、交流館についても同じような状況ということでしょうか。

議長 交流館の状況についてもご説明願います。

説明員（協働安全部長） 7ページの赤山交流館を例にご覧いただきますと、こちらの場合は使用料、利用者数ともに減少となっているケースでございますが、使用料の下の部分に記載してあります、印のところをご参照いただきたいと思います。

「使用料等のあり方に関する基本方針」というものを定めたことに伴いまして、使用料の見直しを行いました。従来、平成15年度までは、交流館等の施設については「減免」ということで、自治会等の団体をご利用になる場合には、

使用料を無料として取り扱ってまいりました。この点について、公平性の確保や、いわゆる受益者負担の観点から、施設の維持等に必要な最低限のコストの半分程度は利用者にご負担をいただくということで、見直しを行い、平成16年度に有料化を図った経過がございます。そして、平成16・17年度はそのまま推移してまいりましたが、貸し出す部屋ごとの区分、午前・午後・夜間と3区分がございますが、この区分ごとの使用料は、遅い時間になるにつれ使用料が200円・300円・400円と上がっていく料金体系であったものを、使用時間が最も長い午後の区分の料金を高く設定する形とし、平成18年4月に使用料の改定を行ったものです。その関係から、1件の使用にかかる単価が安くなった部分があることに伴い、平成17年度と比較して使用料は減少したということでございます。

一方、利用者数の減少については、有料化を図って以来3年を経過するなかで、利用者の分散、会場変更等があったために全体的な減少の動きがあったものと考えております。

ここで、参考までに、3ページの越谷市中央市民会館でございますが、使用料が大幅に減少していることもございますので、若干補足説明をさせていただきますと存じます。

利用者数で8,000人以上減っておりますが、この施設は、17年度までは税務署の確定申告の会場となっており、そちらで約6,000の方が利用されておりましたが、この利用がなかったことが主な要因ということでございます。

また、使用料が約130万円減少しております点については、施設側とも打合せをいたしました。いわゆる「まんまるよやく」という、予約案内システムがございまして、この施設も対象となっておりますが、会議室の形状により、部屋を仕切らずに複数まとめて利用する方法と、部屋を仕切って個別に利用する方法がございまして、システムからインターネット等で利用予約をしていただきますが、壁がある部屋を個別に利用したいという利用者の予約が入りますと、いわば虫食いのような状態で会議室が利用されるという状態が生じます。この場合、複数の部屋をまとめて使用する、大口の利用者は利用できないということになります。この結果として、利用者数で約2,000人、先ほどと併せて約8,000人、利用件数にして約470件の減、これに伴い使用料も減少したものでございます。

このように、施設毎に事情がございますことから補足させていただきました。議長 交流館の状況については、平成15年度までは市民活動等の利用に対して免除し無料としていたが、受益者負担等の観点から平成16年度に有料化した。さらに、平成18年度に区分ごとの使用料の見直しを行い、単価が下がったことにより使用料全体が減少したという理解でよろしいでしょうか。

説明員（協働安全部長） はい。

議長 委員さん、今の点についてはいかがでしょうか。

委員 ただいまの説明で了解しました。

議長 使用料が減額となっても、施設の運営自体には支障はないのでしょうか。

説明員（協働安全部長） 交流館全体につきましては、各館とも、一律 325 万円の管理経費で管理をお願いしているところです。主に、管理人の人件費等の経費でございます。なお、各館の決算額が異なる点につきましては、325 万円プラス、自主事業や印刷機等のサービス関係業務に伴う収入が加算されていることによるものです。

施設の使用料でもって、その施設の管理運営の一切を賄っていただくという形には、なっておりません。

議長 管理経費として各館一律 325 万円という額としており、使用料の変動があっても、施設の運営に支障はないということですね。

説明員（協働安全部長） はい。

議長 この点についてはいかがでしょうか。

委員 了解しました。

議長 先ほど、補足いただいた説明の中で、会議室の虫食い利用が利用者数のマイナスとなっているというような話がございました。この点について改善の方向性について何かございますか。

説明員（協働安全部長） 周辺の 5 市 1 町で共同運用しているシステムでありますので、システムの変更が可能であれば、申し上げたような虫食い状態の利用により若干のロスが生じることについて、改善を図りたいという方向で担当課と調整することになっておりますが、現在検討中でございます。

議長 課題ではあるけれども、検討中ということによろしいでしょうか。

説明員（協働安全部長） はい。

議長 他に何かございますか。

委員 中央市民会館についてですが、「まんまるよやく」で利用予約をして、その後利用をキャンセルした場合については、この利用実績にカウントされているのかということが 1 点目です。それと、利便性の高いところに位置していますので利用頻度も高いと思われるのですが、昨年度比で減少しているという話がございました。稼働率を教えてくださいと思います。

議長 ただいまの件について、担当部からお願いします。

説明員（協働安全部長） ただいまの 2 点につきましては、地域活動推進課長からご説明申し上げます。

説明員（地域活動推進課長） 利用件数については、実際に利用があった件数をカウントしておりますので、キャンセルがあった場合については含まれておりません。

平成 18 年度の稼働率でございますが、午前・午後・夜間の 3 区分がござい

まして、全体の稼働率ということだと、78.38%となります。一方、区分ごとの稼働率では、平均54.95%でございます。

議長 「全体の稼働率」と「区分ごとの平均稼働率」との違いについて説明をお願いします。

説明員（地域活動推進課長） 全体の稼働率については、稼働日数に応じて、各部屋に3区分の利用区分がございますが、そのうちの1区分でも利用があれば、その部屋については1日全体の稼働があった、とカウントするものです。

一方、区分ごとの稼働率については、その日の3区分、全てに利用があれば稼働率100%ですが、1区分のみの利用ですと33%になるということでございます。

委員 わかりました。概ね6割方使われているという理解でよろしいですね。

議長 17年度の稼働率はどれくらいでしょうか。

説明員（地域活動推進課長） 平成17年度については、利用日数全体の稼働率では80.78%、区分ごとでは58.44%でございます。

議長 稼働率の減少面も、先ほどのシステムの件と関連するのでしょうか。

説明員（協働安全部長） 関連している可能性もありますが、稼働率については利用の1件1件についてすりあわせを行っていかないと関連性が明確にならないため、そこまでの分析には至っていない状況でございます。

議長 よろしいでしょうか。

委員 結構です。

議長 他に何かございますか。

委員 各評価表に、総合評価が書いてあります。総合評価の実施方法についてですが、事業報告書、決算報告書等の書面だけで、市側、すなわち委託者としての確認作業をしているのか。あるいは、現地調査というか、利用者の声を聞くための何らかの手段が市側でなされているのか、ということについてお聞かせください。

議長 現地調査を行っているかという点について、説明をお願いします。

説明員（協働安全部長） 評価にあたってどのような段階を経ているかというお尋ねでございますが、例えば中央市民会館ですと、利用者の、身近な生の声も入ってまいりますし、会館の職員が利用者から伺った話についても、間接的にお聞きをしております。利用者アンケート等については、指定管理者の方でまだ本格的に取り組んでいない状況でございますが、実施するようにとの指示は打合せの際にさせていただきました。利用者の声が上がってくる中で、担当課としての評価にも変化が生じてくるものと考えております。

中央市民会館は、施設管理公社という大きな組織で受託していますが、一方で、協働安全部で所管しております施設には、今申し上げました中央市民会館以外に、北部市民会館と交流館8館がありますが、これらは、全て住民組織で

運営協議会を組織していただいたうえで、市の施設の管理運営をしていただいているものでございます。雇用形態としては、常勤でなく、いわゆるパートタイムの形態となっております。なるべく多くの市民の方に運営に携わっていただくという観点から、雇用期間を設定しています。そうした反面、ベテランが育ちにくいという事情もあり、評価点に反映されることが難しい部分もあると思っております。

議長 よろしいでしょうか。

委員 はい、結構です。

もう1点、意見になりますが、アンケートについても、委託側の評価と、受託側との見方は、違うところがあるのではないかなと思われま。利用者アンケートについて、委託先だけに頼るのではなく、市側の、管理元としての視点も必要なのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ただいま、管理元である市が直接、アンケートという形にこだわらせんが、何らかの形で利用者の生の声を吸い上げる方策も必要ではないか、というご意見がありました。

説明員（協働安全部長） 貴重なご意見をいただきました。受け手側に寄せられた声のみでなく、その一方で、管理元の視点から見た利用者の声があることによつて、施設の運営状況をより把握することができ、よりよい施設運営につながっていくものと思ひます。参考にさせていただきたいと存じます。

議長 どういった視点で評価していったらよいか、という点については、今後この審査会で議論していかなければならない点だと思ひますが、委員さんからご意見のありました方向で実施していただければと思ひます。

他に何かござひますか。

委員 よろしいでしょうか。私からは2点お伺ひしたいと思ひます。

まず1点目として、障害者福祉センターの管理運営経費が示されていますが、自立支援に関連して、利用者の1割負担がここに入つてきているのかどうかという点です。

議長 担当部の説明をお願いします。

説明員（健康福祉部長） 障害福祉課長からご説明申し上げます。

説明員（障害福祉課長） 障害者福祉センターは、身体障害者福祉法に基づき位置づけられる施設でございます。自立支援法に基づくものとは異なつてまいります。使用料につきましては、身体障害者福祉法において「低額又は無料」とされておりまますので、これに基づいて、越谷市においては、使用料は無料でございます。

委員 わかりました。続いて、2点目として、福祉施策については、制度がこの2～3年でかなり変わります。今回の評価表は18年度のものでありますが、福祉関連施設の評価項目について、指定管理者がこうした制度変更への対応をどの

ように行ったのかという視点からの評価も、今後考えていかなければならないと思います。私たちが今後、評価表を見ていくにあたって、そのような視点がないと読み取れない部分もあるかと思われます。評価の方法、評価項目の設定などについてお聞かせください。

事務局（企画課長） 資料の中で、評価の考え方についてお示ししてございますが、序列をつけることが評価の主眼点ではございません。適正であるかどうかという判断をすべきという視点から、評価を加えたものでございます。個別に細かな数値化という形では表現しきれない部分もあり、そういった点では今後工夫を加えていかなければならない点だと考えております。

委員さんからご指摘のありました、制度変更への対応についての視点ということでございますが、評価の項目についても、施設の設置目的にかなった形での管理運営がなされているか、という視点に重きを置く形で評価項目を設定することも必要かと考えております。特に、福祉施設についてはそういった傾向が強いものと考えられます。今後の課題とさせていただければと存じます。

議長 ただいまの説明でよろしいでしょうか。

委員 結構です。ただ、今回の制度変更については、現在越谷市で導入している施設にはそれほど影響がないと思われませんが、他自治体の指定管理者の事例等を見ますと、良い面もありますし、反対に運用がうまくいっていない面もありますので、この審査会で今後議論していければと考えております。

議長 委員の皆様からは、ご専門の立場からの意見をぜひこの審査会へ反映していただき、よりよい制度設計ができるよう、事務局とも議論を深められればと思います。

他に何かございますか。

委員 確認なのですが、指定期間をそれぞれ2年、3年、5年とした理由についてお聞かせ願いたいと思います。

議長 指定期間について、事務局からご説明をお願いします。

事務局（企画課長） 指定期間の考え方でございますが、本市におきましては、公共サービスを提供させるにあたり、その継続性と安定性、指定管理者の初期投資におけるリスク軽減などを考慮いたしまして、原則として、指定期間は5年としたものでございます。

指定期間が2年間の、おがの山荘につきましては、この施設が位置する「みどりの村」に埼玉県が平成18年度から指定管理者制度を導入し、その指定期間は、「みどりの村」の市町村への移管の検討を考慮し、2年間とされておりました。こうした状況から、おがの山荘の今後のあり方につきまして、埼玉県の動向等を注視しながら、周辺施設との一体的なあり方について模索する必要があるものと考えられたことから、県の指定期間と足並みを揃える形で、指定期間を2年間としたものです。

指定期間が3年間の、老人福祉センター3施設につきましては、本市の高齢化が今後、急速に進展することから、常に高齢者の状況や実態の把握を行うことが必要であるとともに、これに即した対応が重要になってくるものと考えられます。高齢者の増加に伴う社会経済情勢の変化や福祉制度の改革等の動向に留意しつつ、これらの変化に的確に対応することができる期間として短めに設定することが適当ではないかということで、指定期間を3年としているところでございます。

なお、市民プールにつきましては、老人福祉センターゆりのき荘との複合施設であり、同一管理者による一体的管理が効率性の面からも適当であると考えられることから、ゆりのき荘と同じく3年としたものでございます。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明でよろしいですか。

委員 結構です。

議長 他にございますか。

委員 ただいまの件に関連して、今後、指定期間の考え方もこの審査会で議論していければと考えているのですが、その辺りについてはどう考えていますか。

議長 指定期間の議論について、事務局からご説明をお願いします。

事務局（企画課長） 審査会で議論いただく重要な案件の一つといたしまして、公募するのか、あるいは随意指定とするのかについての区分に関する点がございます。さらに、指定期間も、募集要項に盛り込まれてまいりますので、本審査会で議論いただく点でございます。従いまして、指定期間についても、本審査会の重要な審査案件の一つでございます。

議長 よろしいでしょうか。全般的にご議論をいただくということで。

委員 了解しました。

議長 他に何かございますか。

...無いようでございますので、本日は、委員の皆様からたくさんのご意見をいただき、また事務局、担当部からも多くの説明をいただきました。時間も経過しておりますので、議事の2番までについては、以上とさせていただきますと思います。

次に、議事の3番目になりますが、「次回の審査会の日程について」事務局から説明をお願いします。

事務局（企画課長） 次回の日程についてでございますが、冒頭ご説明申し上げましたが、今一度、資料1のフロー図をご覧ください。当初、公募施設が1施設あるということで、9月に審査会を1回ないし2回、開催させていただく予定でございました。その際、公募施設への応募者に対し、実際にヒアリングや採点を行っていただき、指定管理者候補者について答申をいただくことを想定していたところでございました。しかしながら、この公募施設が審査の対象から外れるということになりましたので、今年度の当審査会については、権能と

しては他の案件がないということになった次第でございます。

来年度につきましては、3年の指定期間が切れる施設が4つございますので、これらについて公募する場合、また、新規に指定管理者制度を導入する施設で公募を行う場合には、来年の秋口になりますが、選定を行っていただくこととなりますが、次回の日程については、来年の同じ時期、6月下旬頃を考えております。事務局から改めまして日程調整させていただきたいと存じますので、ご了承賜りたいと存じます。

議長 本日の議題は、すべて終了いたしました。

ここで、議長の任から降ろさせていただきたいと思いますが、委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきましてありがとうございました。事務局の方にも、今後の制度運用についてご努力をお願いいたしまして、本日の議事を終了させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

司会 入江会長、議事の進行、誠にありがとうございました。

それでは、最後に「その他」としまして、委員の皆様より何かございますか。なければ、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局（企画課長） 会議の冒頭でもご説明申し上げましたとおり、この後、施設見学を予定させていただいております。職員のご案内いたしますので、会議後、委員の皆様の準備が出来次第、ご用意いたしました車にお乗りいただきまして、施設の方へご案内させていただきたいと存じます。

ご都合がつく委員におかれましては、お忙しいところとは存じますが、よろしく願いいたします。

司会 それでは、閉会にあたりまして、木村副会長からごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

木村副会長 こうした機会は非常に貴重な場だと思っております。こうした機会を活かしながら、皆様と議論を深めていけたらと思います。皆様、本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。

（会議終了 午後4時15分）

平成19年度第1回 越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会 出席者一覧

1 選定審査会委員（50音順・敬称略）

氏 名	役 職 等	備 考
いりえ なおこ 入江 直子	神奈川大学人間科学部教授	審査会会長
きむら きみのり 木村 公則	株式会社INPM取締役	審査会副会長
こばやし しょういち 小林 昇一	埼玉弁護士会越谷支部推薦	
やまもと みつのり 山本 光紀	関東信越税理士会越谷支部推薦・ 同支部副支部長	
ゆうき やすひろ 結城 康博	淑徳大学総合福祉学部准教授	

2 選定審査会事務局職員

職 名	氏 名
企画部長	大 島 健
企画部副部長	杉 寄 文 雄
企画部企画課長	立 澤 悟
企画課企画調整担当副主幹	中 山 佳 孝
企画課企画調整担当主査	青 山 久美子
企画課企画調整担当主事	斉 藤 秀 樹

3 各部説明員

職 名	氏 名
協働安全部長	長 野 勝
健康福祉部長	中 山 知 裕
都市整備部長	矢 部 正 平
生涯学習部長	佐 藤 寛 志
地域活動推進課長	濱 野 邦 彦
健康福祉部障害福祉課長	永 野 雄 一
健康福祉部高齢介護課長	程 塚 昇
健康福祉部国民健康保険課長	千 葉 登代子
都市整備部公園緑地課長	石 垣 利 一
生涯学習部生涯学習課長	福 澤 辰 幸
生涯学習部体育課長	鈴 木 紀代史